

不法電波は犯罪です！

不法電波とは？

電波の利用には、無線局の免許が必要です。免許が無いのに開設した無線局は不法無線局となります。この不法無線局から出される電波を「不法電波」と呼んでいます。

チェック！電波のルールをしっかりと確認しましょう！

①無線機の使用には㊦技適マークの確認を！

コードレス電話、特定小電力のトランシーバー、無線LAN機器などの無線機を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください。（技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります。）

技適マークの付いていない外国製などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。



②電波の利用には、原則 免許が必要！

無線機の使用には、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

（例）アマチュア無線・無線局の免許、無線従事者の資格

※微弱な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。

③外国規格の無線機は国内で使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF」「CB」などの外国規格の無線機が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機が使用する電波は、日本国内では、防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、使用することにより、電波妨害を与えるおそれがあるため、国内での使用は禁止されています。購入・使用には十分注意してください。

中国総合通信局では、不法電話による混信・妨害、テレビ・ラジオの受信障害など電波に関する困りごとについて、相談電話を開設しています。

●不法無線局による混信・妨害相談

電話：（０８２）２２２－３３３２

●テレビ・ラジオ受信障害

電話：（０８２）２２２－３３３３



消費者情報

気を付けましょう

健康食品送りつけ商法

最近、「前に注文があった商品をこれから送ります。」と電話があり、頼んでもいない商品が届き、代金を請求されるという悪徳商法が町内でたくさん起こっています。

断っても強引に商品が送られてきたり、更に悪質な業者によっては「注文したのに買わないので損害を受けた！賠償しろ。」など、脅しがいの大きな声で無理強いしてくることもあります。

被害にあわないためには

●わからないもの、必要のないものはつきり断る。

●頼んでないもの、断ったのに届いた商品は受け取らない。

●電話で断りきれずに承諾したものはクーリングオフできます。

●一人で悩まず家族や誰かに相談する。

消費生活相談窓口

役場くらし安全課（担当小林） 54-2780
地域包括支援センター 54-2984
消費生活センター津山分室 23-1247

